

第22期第19回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和6年3月11日 14時  
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、厂原 勝彦、田畑 明、加藤 元、水野 諭、  
久貴谷 英二、田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、辻 裕樹、  
工藤 智司  
(欠席委員氏名：成田 直彦、齊藤 誠)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 佐々木課長、村山漁業管理係長、土門技師

4 事務局氏名

日光事務局長、駒形主事

5 議事事項

議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について  
(答申)

議案第2号 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分  
案等について (答申)

6 報告事項

(1) 令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について

7 議事の顛末

日光局長： ただ今より、第22期第19回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： (略)

日光局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。  
檜山振興局水産課の佐々木課長、村山漁業管理係長、土門技師です。  
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。  
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中13名の出席で規定数を満たしている  
ので、委員会は成立いたします。

日光局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、花田委員と厂原委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第1号について、ご説明します。

本議案は、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間等について、当委員会の意見を求めるものです。

資料1-1は、知事からの諮問文です。

資料1-2をご覧ください。

対象漁業は、いるか突棒漁業です。

操業区域は、資料1-2下部記載の区域及び水域を除く北海道沖合海域、漁業時期、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数につきましては、資料1-2記載のとおりであり、また、漁業を営む者の資格は、北海道に住所を有する者となっています。

内容に関しましては、前回公示の内容と変更はありません。

また、許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年6月3日から同年7月2日までとなっています。

備考欄に記載されております許可の有効期間や許可の際の条件等につきましては、後ほどお目通し願います。

次に、資料1-3をご覧ください。

こちらは、道外者に対するいか釣り漁業です。

漁業を営む者の資格は、鳥取県、長崎県、青森県等に住所を有し、陸揚港の所在する漁業協同組合の同意を得ている者となっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、漁業時期につきましては、各操業区域ごとに、資料1-3記載のとおりとなっています。

なお、操業区域並びに漁業時期の詳細につきましては、別紙1-4の次に添付しております「別紙 操業区域について」をご覧ください。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年4月2日から同年5月1日までとなっています。

次に、資料1-4をご覧ください。

こちら、道外者に対するいか釣り漁業です。

漁業を営む者の資格は、石川県、福井県に住所を有し、陸揚港の所在する漁業協同組合の同意を得ている者となっています。

この2県が別立となっているのは、能登半島地震の発生に伴い、許可の有効期間の満了日が延長されたことに伴ったものです。

内容に関しましては、前回公示より、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が16隻減少し、合計330隻となっています。

日光局長： 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、漁業時期につきましては、各操業区域ごとに、資料１－４記載のとおりとなっています。

なお、操業区域並びに漁業時期の詳細につきましては、別紙１－４の次に添付しております「別紙 操業区域について」をご覧ください。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和６年４月３０日から同年５月３１日までとなっています。

備考欄に記載されております許可の有効期間や許可の際の条件等につきましては、後ほどお目通し願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第１号の内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。  
次に、議案第２号の「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。  
事務局から説明させます。

日光局長： 議案第２号について、ご説明します。

本議案は、漁業法第１６条第１項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は、令和６年４月から令和７年３月までを管理期間とする「すけとうだら各系群」、「するめいか」、「くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）」の３魚種です。

加えて、令和６管理年度の「すけとうだら太平洋系群」、「すけとうだら日本海北部系群」、「すけとうだら根室海峡」、「するめいか」及び「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」に係る国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

資料２－１は、知事からの諮問文です。

それでは、資源ごとの道内配分の考え方について説明します。

資料２－２【すけとうだら】をご覧ください。

資料の下部に記載している図を用いてご説明します。

すけとうだらに関しては、全体９１，５００トンを「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」に関しては、国から示された数量を配分し、

日光局長：「オホーツク海南部」は国からの配分どおり「現行水準」とします。

そして、根室海峡に関しては、管理区分が一つですので、1万5千トン全量をすけとうだら漁業へと配分します。

「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とします。

「日本海北部系群」における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和4年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分することとし、全体7,400トンのうち、すけとうだら漁業へ5,540トン配分します。

昨年と比較しますと、当初配分量は500トン増となりましたが、「すけとうだら漁業」への配分量は、20トン減となっています。

「太平洋系群」に関しては、全体69,100トンのうち、道南太平洋海域へ64,700トン、道東太平洋海域へ4,400トン配分し、それぞれ、すけとうだら漁業へ46,900トン、2,100トン配分します。

次に、資料2-3【するめいか】をご覧ください。

するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、2,400トン全量を「北海道するめいかを採捕する漁業」に配分することとします。

TACに関し、昨年度の5,600トンから大幅減となりましたが、国の留保は、50,200トンと潤沢にあること、北海道は留保枠から優先的に追加配分を受けられる制度が運用されているほか、予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルールが、引き続き運用可能となっていることから、操業に支障は生じないものと考えられております。

最後に、資料2-4【くろまぐろ】をご覧ください。

くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において、海域別の管理を行う体制としております。

このため、令和6管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしておりますが、小型魚につきましては、過去の超過分の差し引きが終了したことにより、113トンが配分されております。

また、大型魚は、320.7トンが配分されています。

今後、令和5管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みとなっております。

続きまして、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取

日光局長：扱いについてですが、漁獲可能量の変更の際には、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定めることにより、事後報告とされてきました。

令和6管理年度の取扱いについてですが、

- (1) くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る繰越し及び国の留保からの配分を含む国からの追加配分及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除することとする。
- (2) すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道けとうだら道南太平洋漁業に配分することとする。
- (3) すけとうだら日本海系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。
- (4) すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。
- (5) すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分することとする。
- (6) するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。

こととしたいとし、これらは、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいとの北海道からの要望であります。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第2号の内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、報告事項(1)「令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について」事務局から説明させます。

駒形主事： 報告事項（１）について説明します。

本件につきましては、国の留保分からの追加配分や北海道資源管理方針に基づく機械的な配分等につきましては、操業に影響がでないよう配分の迅速性を確保するため、事後報告とさせていただいているところです。

「まいわし太平洋系群」並びに「くろまぐろ」に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の変更がなされましたので、ご報告いたします。

まず、資料３－１をご覧ください。

まいわし太平洋系群に関し、北海道漁獲可能量３８，６００トンが、６５，６００トンに変更されています。

これは、国からの追加配分があったことに伴い、全量、北海道漁獲可能量に追加したことに伴う変更です。

次に、資料３－２をご覧ください。

くろまぐろに関し、小型魚８３．８トン、大型魚３２７．４トン配分されていたものが、それぞれ、８０．８トン、３２２．４トンに変更されています。

これは、他県への譲渡並びに融通によるものです。

以上です。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。

花田委員： まぐろに関してですが、当組合の状況であれば、今後、許可申請が増えていく状況にあると思いますので、漁協さんとも話し合っけて何とかして頂きたいと考えています。

工藤会長： 檜山なんぼ留萌なんぼ後志なんぼではなく、日本海全体でいくらと枠が来ているわけだから、その配分をみんなで満身に捕らないと来年度の実績に反映されない。

こっちにマグロがいたらこっちで捕って、あっちにマグロがいたらあっちで捕ってもらうような、その融通をスムーズにやって１００トン枠があれば余さず１００トン日本海で水揚げ出来るよう、情報交換を速やかにして１日でも早く融通できるようにしたい。

うちは小型が多いが枠は少ないので、他の地区から融通してもらって

工藤会長： 枠ギリギリまで捕っていかないと日本海全体の枠は増えないと思う。

花田委員： 去年も留萌、後志から連絡が来た。

本当は早く檜山に枠をやりたいが、１２月いっぱい操業する船があるから、１２月を過ぎたら全て檜山に枠をあげるという内容だった。

当初配分の枠が決まったと聞いた。

１２月までに宗谷、留萌、後志が余った順に檜山に枠をくれるように組合長からも関係する組合長と話をしてほしい。

工藤会長： 状況を見ながら早めに融通してもらえるように話をしたい。

厂原委員： 時期が早くないと、海峡にいたとしても12月にはもう捕れない。

松崎委員： 国が調査したもので資源が増えたかも判らないし、いつまでやるのか知りたい。

日光局長： 先日のTAC委員会でも資源評価と現場の感覚とにズレがあるのではという意見は出ていました。

国の担当者呼んで意見交換する場を設ける予定であると漁業管理課から説明がありましたので、そういう機会が発言頂ければと思う。

工藤会長： 以上で本日の委員会の議事は終了です。

他にご意見などが無ければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは、事務局から次回の開催予定について、報告願います。

日光局長： 次回の委員会は、現段階では少し間が空きまして、6月上旬を予定しております。

よろしく願います。

工藤会長： 本日の委員会は、これもちまして終了します。